

# 飼養衛生管理基準の遵守に係る指導要綱

栃木県農政部

## 第1 趣旨

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）第12条の3に基づく飼養衛生管理基準（以下「基準」という。）について、家畜の所有者（以下「所有者」という。）がその基準を遵守していないと認めるときに、栃木県知事が行う勧告及び命令等に係る処分基準は、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

## 第2 普及啓発

県は、基準の遵守を推進し、もって家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止を図るため、これらについて専門的な知識を有する者及び市町、農業協同組合等の関係機関と連携しながら、基準の内容、遵守の必要性等について、家畜の所有者の理解が得られるよう普及啓発に努めるものとする。

## 第3 飼養衛生管理状況の調査

家畜保健衛生所長（以下「家保長」という。）は、法第5条に基づく検査や法第51条に基づく家畜防疫員の立入検査等（以下「立入検査等」という。）の機会を通じて、家畜の所有者による基準の遵守状況の把握に努めるものとする。

## 第4 助言・指導

### 1 改善のための助言・指導

家保長は、立入検査等の際、飼養衛生管理基準に基づく衛生管理が適正に行われることを確保するため、必要に応じて、当該所有者に対し、家畜の飼養衛生管理の方法を改善するよう助言・指導（口頭による指導、以下「指導等」という。）し、その内容を飼養衛生管理指導記録簿（別記様式1、以下「指導記録簿」という。）に記録するものとする。

### 2 措置状況の確認

- (1) 家保長は、前項の規定による指導等を行った場合、適宜、指導等に係る改善措置の状況を確認するものとする。
- (2) 家保長は、前号による確認の結果、改善がなされたと認めるときは、その内容を指導記録簿に記録するものとする。
- (3) 家保長は、第1号の規定による確認の結果、改善がなされていない又は改善が不十分と認めるときは、再度前項の規定による指導等を行い、その内容を指導記録簿に記録するものとする。

## 第5 文書指導

### 1 文書指導

- (1) 家保長は、第4の第2項による確認の結果、当該所有者が正当な理由がなく、飼養衛生管理を改善しない又は改善が不十分と認めるときは、当該所有者に対して、飼養衛生管理改善指導書（別記様式2、以下「改善指導書」という。）を交付し、期限を定めて、家畜の飼養衛生管理の方法を改善するための飼養衛生管理改善計画書（別記様式3、以下「改善計画書」という。）の提出を指示するものとする。

なお、改善すべき期限は、規則第21条の8第2項に基づく期間とする。

- (2) 家保長は、改善指導書を交付したときは、その内容を指導記録簿に記録するとともに、すみやかにその写しを畜産振興課長に提出するものとする。

## 2 文書指導後の措置状況の確認

- (1) 家保長は、当該所有者から改善指導書に基づく改善計画書が提出されたときは、その内容を十分精査し、適当と認めるときは、改善計画の履行を確認後、飼養衛生管理改善報告書（別記様式4、以下「改善報告書」という。）の提出を指示するものとする。

なお、不相当と認めるときは内容を見直した改善計画書の再提出を指示するものとする。

- (2) 家保長は、前号の規定による改善計画書を受理したときは、改善措置完了予定期日までに、適宜文書指導に係る改善措置の状況を確認するとともに、必要な助言を行うものとする。
- (3) 家保長は、当該所有者から改善指導書に基づく改善報告書が提出されたときは、当該農場の立入検査等を行い、改善報告書の内容及び文書指導に係る改善措置の状況を確認するものとする。
- (4) 家保長は、前号の規定による確認の結果、文書指導に係る改善措置がなされたと認めるときは、すみやかに改善報告書の写し及び飼養衛生管理改善確認書（別記様式5、以下「改善確認書」という。）を畜産振興課長に提出するものとする。
- (5) 家保長は、正当な理由がないにもかかわらず、当該家畜の所有者が期限内に改善計画書を提出しなかったとき又は第3号の規定による確認検査の結果、文書指導に係る改善がなされていないと認めるとき若しくは改善が不十分と認めるときは、その事実を確認後、飼養衛生管理改善不履行報告書（別記様式6）により、知事に報告するものとする。

## 第6 勧告（法第12条の6第1項関係）

### 1 知事による勧告

- (1) 知事は、当該所有者が正当な理由がなく、第5の規定による文書指導に係る改善措置を行わないと認めるときは、当該所有者に対して、法第12条の6第1項の規定に基づき、家畜の飼養衛生管理の方法について改善すべきことを勧告するものとする。
- (2) 知事は、勧告を行うに当たって、当該勧告の適否及び内容について、必要に応じて関係機関と協議するものとする。
- (3) 勧告は、家畜の飼養衛生管理の方法について、期限を定めて、改善措置をとるべき事項等を記載した、家畜の飼養衛生管理に係る勧告書（別記様式7、以下「勧告

書」という。)を、管轄家保長を経由して当該所有者あて交付して行うものとする。

なお、改善すべき期限は、規則第 21 条の 9 第 2 項に基づく期間とする。

- (4) 知事は、第 1 号の規定による勧告を行ったときは、飼養衛生管理に係る勧告（命令）記録簿（別記様式 8、以下「勧告（命令）記録簿」という。）に記録するものとする。

## 2 勧告後の措置状況の確認

- (1) 知事は、第 1 項の規定による勧告を行ったときは、家保長に、改善措置をとるべき期限までに、適宜当該農場に立ち入らせ、勧告に係る改善措置の状況を確認させるとともに、必要な指示をさせるものとする
- (2) 知事は、当該所有者に対して勧告に係る改善措置が完了した日から 2 週間以内に、勧告書に基づく勧告（命令）に係る飼養衛生管理改善報告書（別記様式 9、以下「勧告（命令）改善報告書」という。）の提出を指示するものとする。
- (3) 家保長は、当該所有者から勧告書に基づく勧告（命令）改善報告書が提出されたときは、当該農場の立入検査を行い、勧告（命令）改善報告書の内容及び勧告に係る改善措置の状況を確認するものとする。
- (4) 家保長は、前号の規定による確認の結果、勧告に係る改善措置がなされたと認めるときは、勧告（命令）改善報告書及び勧告（命令）に係る飼養衛生管理改善確認書（別記様式 10、以下「勧告（命令）改善確認書」という。）を知事に提出するものとする。
- (5) 家保長は、第 3 号の規定による確認の結果、正当な理由がないにもかかわらず当該所有者により、勧告に係る改善がなされていない又は改善が不十分と認めるときは、勧告（命令）に係る飼養衛生管理不履行報告書（別記様式 11、以下「勧告（命令）不履行報告書」という。）により、知事に報告するものとする。

## 第 7 命令（法第 12 条の 6 第 2 項関係）

### 1 知事による命令

- (1) 知事は、第 6 第 1 項第 1 号の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、法第 12 条の 6 第 2 項の規定に基づき、その者に対して、期限を定めて、勧告に係る改善措置をとることを命令するものとする。

なお、改善すべき期限は、規則第 21 条の 10 第 2 項に基づく期間とする。

- (2) 知事は、命令を行うに当たって、当該命令の適否及び内容について、必要に応じて関係機関と協議するものとする。
- (3) 命令は、家畜の飼養衛生管理の方法について、期限を定めて、改善措置を講ずることを記載した命令書（別記様式 12）を、管轄家保長を経由して当該所有者あて交付して行うものとする。
- (4) 知事は、命令を行うに当たって、当該所有者に対し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく弁明の機会を付与するものとする。
- (5) 知事は、第 1 号の規定による命令を行ったときは、その内容を勧告（命令）記録簿に記録するものとする。

### 2 命令後の措置状況の確認

- (1) 知事は、第1項の規定による命令を行ったときは、家保長に、改善措置をとるべき期限までに、適宜当該農場に立ち入らせ、命令に係る改善措置の状況を確認させるとともに、必要な指示をさせるものとする
- (2) 知事は、当該所有者に対して命令に係る改善措置が完了した日から2週間以内に、命令書に基づく勧告（命令）改善報告書の提出を指示するものとする。
- (3) 家保長は、当該所有者に対して命令書に基づく勧告（命令）改善報告書が提出されたときは、当該農場の立入検査等を行い、勧告（命令）改善報告書の内容及び命令に係る改善措置の状況を確認するものとする。
- (4) 家保長は、前号の規定による確認の結果、命令に係る改善措置がなされたと認めるときは、勧告（命令）改善報告書及び勧告（命令）改善確認書を知事に提出するものとする。
- (5) 家保長は、第3号の規定による確認の結果、正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者により命令に係る改善がなされていない又は改善が不十分と認めるときは、その事実を確認した日から2週間以内に、勧告（命令）不履行報告書により、知事に報告するものとする。

#### 第8 通報又は告発

知事は、第7の規定に基づく命令を受けた所有者が、正当な理由がなく命令に違反したと認める場合には、県警察本部に通報又は刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき告発するものとする。

#### 第9 緊急の勧告及び命令（法34条の2関係）

法第34条の2に基づき家畜伝染病のまん延を防止するために知事が行う緊急の勧告及び命令に係る手続きは、飼養衛生管理の方法を改善すべき期限を規則第41条の3第2項又は第41条の4第2項に基づく期間とする他は、本要綱第6から8に準ずる。

#### 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年10月1日から適用する。

この要綱は、令和3年1月28日から適用する。



## 飼 養 衛 生 管 理 改 善 指 導 書

畜衛第 号  
年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

栃木県 家畜保健衛生所長

あなたが行う家畜（ ）の飼養衛生管理の方法について、家畜伝染病予防法の第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準に基づく衛生管理が適正に行われていないと認められましたので、同法第12条の5の規定により次のとおり改善するよう指導します。

1 農場名及び所在地	
2 改善すべき事項	
3 具体的な改善方法	
4 改善計画書の提出	改善措置の計画について、飼養衛生管理改善計画書（別記様式3）に記載し、 年 月 日までに当所に提出すること。
5 備 考	

## 飼 養 衛 生 管 理 改 善 計 画 書

年 月 日

栃木県 家畜保健衛生所長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 畜衛第 号で改善指導のあったこのことについて、以下のとおり改善します。

1 改善指導事項	
2 改善計画の内容	
3 改善措置完了予定 年月日	年 月 日
4 備 考	

## 飼 養 衛 生 管 理 改 善 報 告 書

年 月 日

栃木県 家畜保健衛生所長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 畜衛第 号で指導があった家畜の飼養衛生管理の方法について、以下のとおり改善しましたので報告します。

1 改善指導事項	
2 改善内容	
3 改善完了日	年 月 日
4 備 考	

## 飼 養 衛 生 管 理 改 善 確 認 書

畜衛第 号  
年 月 日

栃木県知事 様

家畜保健衛生所長

年 月 日付け 畜衛第 号で指導した飼養衛生管理の方法について、以下のとおり改善されたことを確認しましたので、報告します。

1 確認年月日	年 月 日
2 確認者（職・氏名）	
3 家畜の所有者の住所 及び氏名	
4 農場名及び所在地	
5 改善すべきとされた 事項	
6 改善措置状況等（改 善報告書記載内容の確 認結果）	
7 備 考	

## 飼 養 衛 生 管 理 改 善 不 履 行 報 告 書

畜衛第 号  
年 月 日

栃木県知事 様

家畜保健衛生所長

年 月 日付け 畜衛第 号で指導した家畜の飼養衛生管理の方法について確認した結果、不適切と認められましたので、以下のとおり報告します。

1 確認年月日	年 月 日
2 確認者（職・氏名）	
3 家畜の所有者の住所 及び氏名	
4 農場名及び所在地	
5 改善すべきとされた 事項	
6 改善措置状況等（改 善報告書記載内容の確 認結果）	
7 備 考	

## 家畜の飼養衛生管理に係る勧告書

畜振第 号  
年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

栃木県知事 印

あなたの行う家畜（ ）の飼養衛生管理の方法は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定される飼養衛生管理基準に違反していると認められますので、同法第12条の6第1項（第34条の2第1項）の規定により、以下のとおり改善するよう勧告します。

1 農場名及び所在地	
2 改善すべき事項	
3 具体的な改善方法	
4 措置をとるべき期限	年 月 日
5 改善報告書の提出	改善措置の完了後、2週間以内に勧告（命令）に係る飼養衛生管理改善報告書（別記様式9）を 家畜保健衛生所へ提出すること。
6 備考	



## 勸告（命令）に係る飼養衛生管理改善報告書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け畜振第 号で勸告（命令）があった飼養衛生管理の方法について、以下のとおり改善しましたので、報告します。

1 改善勸告された事項	
2 改善内容	
3 改善完了日	年 月 日
4 備 考	

## 勸告（命令）に係る飼養衛生管理改善確認書

畜衛第 号  
年 月 日

栃木県知事 様

家畜保健衛生所長

年 月 日付け畜振第 号で勸告（命令）があった飼養衛生管理の方法について、以下のとおり改善されたことを確認しましたので、報告します。

1 確認年月日	年 月 日（ ）
2 確認者（職・氏名）	
3 家畜の所有者の住所及び氏名	
4 農場名及び所在地	
5 改善すべきとされた事項（勸告事項）	
6 改善措置状況等（改善報告書記載内容の確認結果）	
7 備考	

## 勸告（命令）に係る飼養衛生管理不履行報告書

畜衛第 号  
年 月 日

栃木県知事 様

家畜保健衛生所長

年 月 日付け畜振第 号で勸告（命令）があった飼養衛生管理の方法について確認した結果、不適切と認められましたので、報告します。

1 確認年月日	年 月 日 ( )
2 確認者（職・氏名）	
3 家畜の所有者の住所及び氏名	
4 農場名及び所在地	
5 改善すべきとされた事項	
6 改善措置状況等（改善報告書記載内容の確認結果）	
7 備考	

栃木県達第 号

令達先

あなたが行っている家畜（ ）の飼養衛生管理の方法については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準に違反しているものと認められますので、同法第12条の6第2項（第34条の2第2項）の規定により下記のとおり改善措置を講じるよう命じます。

なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定により、本命令に対する弁明の機会が付与されます。弁明は、同法第29条の規定による弁明を記載した書面を期限までに提出することにより行います。また、弁明するときは、証拠書類等を提出することもできます。

年 月 日

栃木県知事

印

記

- 1 命令の原因となる事実
- 2 命令の内容
- 3 措置をとるべき期限
- 4 勧告（命令）に係る飼養衛生管理改善報告書（別記様式9）の提出  
提出期限：上記の日から2週間以内  
提出先： 家畜保健衛生所
- 5 弁明書の提出  
提出期限： 年 月 日  
提出先： 家畜保健衛生所
- 6 その他必要事項

※ なお、この命令について不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に、栃木県知事に審査請求をすることができます。